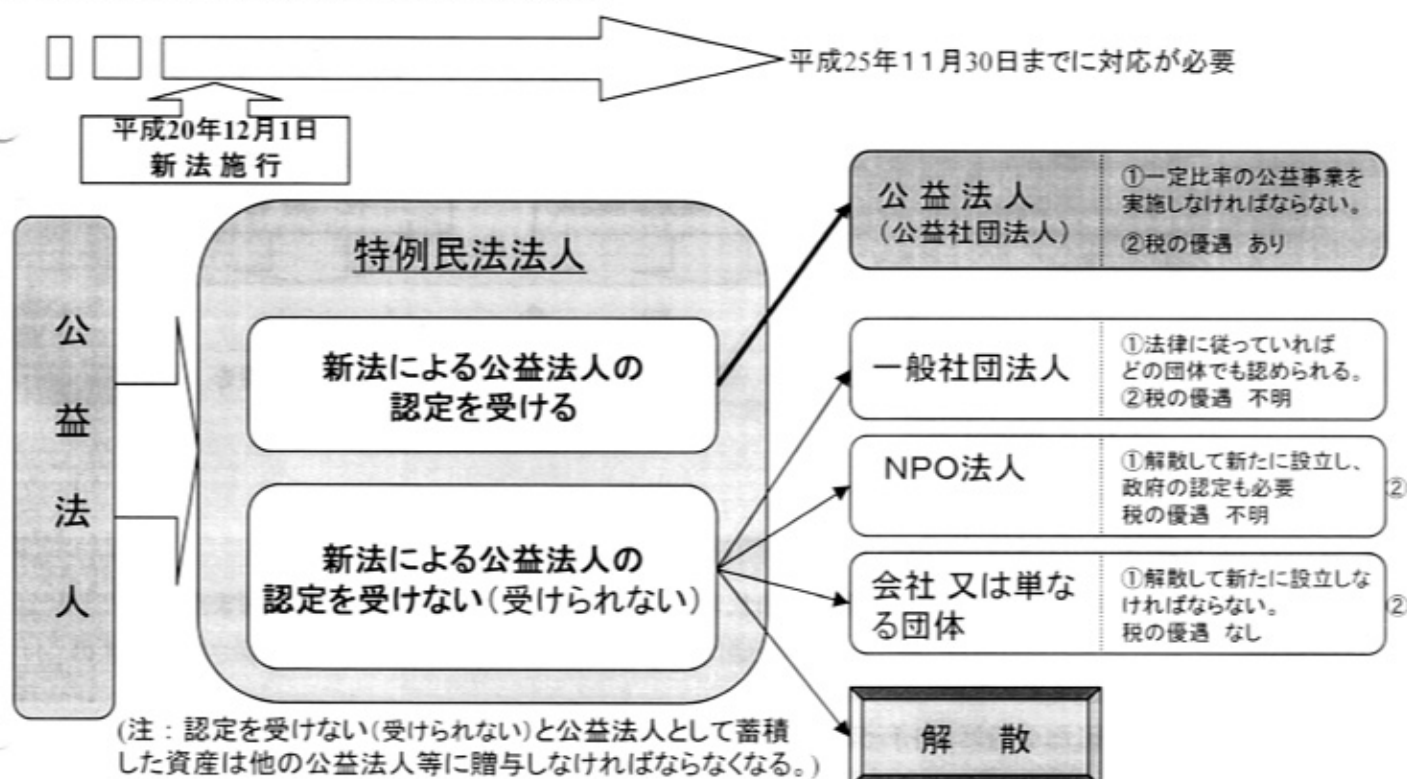


公益法人改革の概要について

1 平成18年6月2日に公益法人改革に関する次の3つの法律が公布され、平成20年12月1日から施行される。

- ① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(「一般社団・財団法人法」という。)
- ② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(「認定法」という。)
- ③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(「整備法」という。)

2 JARLを含めた現在の公益法人の取扱い



3 公益法人の認定とは

(1) 「公益法人の認定」とは、一般社団財団法人法及び認定法に定める諸規定をすべて満たして公益活動を行う団体であることを、整備法に定める手続きに従い内閣府に設けられた公益認定等委員会に申請書を提出して認められることです。

(2) 認定を受けるためには、法令に適合するようにJARLの定款をはじめ、組織、運営体制等を整備しなければなりません。

(3) その最も大きな課題は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する定款変更等の重要事項議決のための総会開催要件、議決要件(総社員の議決権の3分の2以上の議決)を満たすようにすることです。

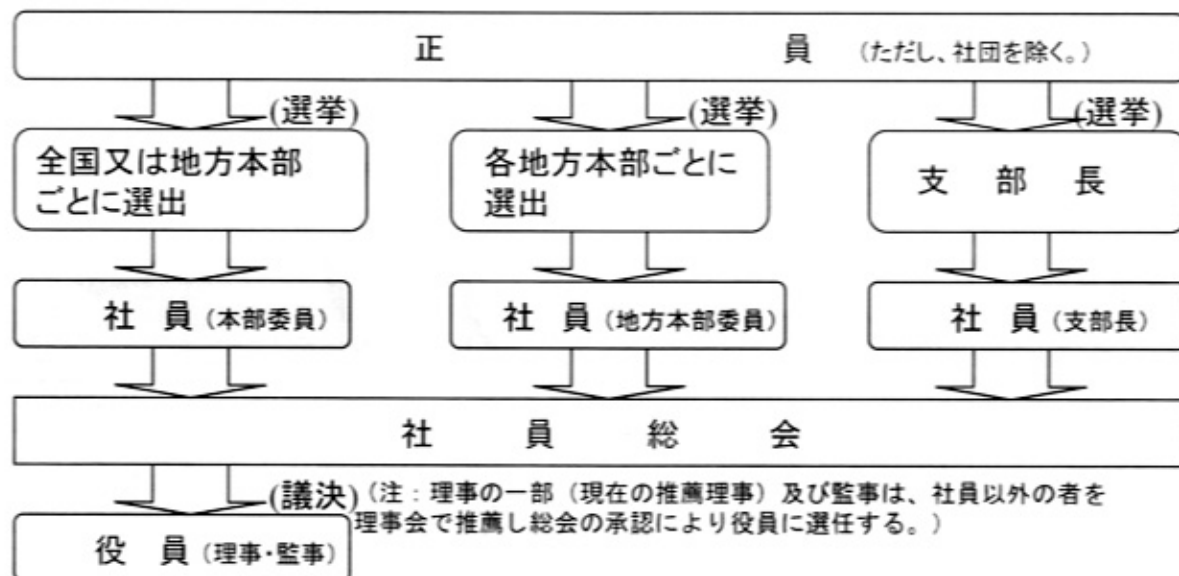
(4) 現在のJARLの定款で定める「正員を民法上の社員とする」との社員制度では、(3)の重要事項議決の総会を開催し定款変更の議決を得ることは到底困難となります。

(5) このため重要事項を議決できるように新たな社員制度の導入が不可避となります。

4 現在検討されている新たな社員制度とは

- (1) 正員(社団を除く。)の選挙によって選出された者を社員とする。
- (2) 社員には、次の3種類を設ける予定です。
 - ① 本部委員…理事の候補者であり、総会で選任されれば理事となる人
 - ② 地方本部委員…地方本部の区域毎に選出された人
 - ③ 支部長……支部長に選出された人
- (3) 理事の一部及び監事は、理事会の推薦によって総会において理事又は監事に選任し、選任されれば本部委員の社員とする。
- (4) それぞれの社員の数は、慎重に検討します。

新たな社員の選出方法を図示すると次のとおりとなります。



5 JARLは公益法人の認定を受け「公益社団法人」を目指します。

JARLでは、次の理由から、公益法人の認定を受け、「公益社団法人」となることを目指しております。

- (1) 公益社団法人の認定を受ければ、他の団体や組織に公益活動を行っている団体であると認識され、JARLの諸活動を円滑に実施できること。
- (2) アマチュア無線を通じた公益活動を行う団体であることが明らかになり、アマチュア無線の維持・発展を図りやすくなること。
- (3) 税制の優遇を受けられること。
- (4) 仮に認定を受けないと今までJARLが蓄積してきた資産を他の公益法人等に寄贈しなければならず、ゼロからの再出発となって、大きな財政基盤が失われるおそれがあること。

6 現在の会員の取扱

現在の正員、准員、家族会員などの会員区分は変更せず、そのまま新しい公益社団法人のJARL会員となるよう措置します。

JARLの今後の公益法人改革に伴う組織制度の改正のスケジュールについては、平成20年度中に検討を終え、その後、通常総会で定款等の改正を会員の皆様にお諮りして公益、認定申請を行い、新しい法人に移行してゆく予定です。